令和５年度第１回伊勢原市人権施策推進委員会　会議録

〔事 務 局〕　人権・広聴相談課

〔開催日時〕　令和５年７月１２日（水曜日）午後２時～午後４時

〔開催場所〕　伊勢原市役所３階　全員協議会室

〔出 席 者〕
（委　員）　押久保委員、杉山委員、足立委員、石塚委員、藤川委員、
福田委員、桑久保委員、阿部委員、益子委員
（事務局）　市民生活部長、人権・広聴相談課長、ほか職員２名

〔公開可否〕　公開

〔傍聴者数〕　０人

〔配付資料〕
○資料１　人権施策推進委員会設置要綱
○資料２　伊勢原市人権施策推進委員会の位置づけ
○資料３　第６次総合計画(施策の体系・前期基本計画・実施計画)
○資料４　犯罪被害者支援制度のパンフレット
○資料５　パートナーシップ宣誓制度のリーフレット.

＜資料番号なし＞
○広報いせはら 令和５年７月１日号（No.１２７１）
○伊勢原市人権施策推進指針（改定版）

《審議の経過》
１　開会
○山内市民生活部参事兼人権･広聴相談課長から開会の挨拶を行った。
○髙山市長から出席した委員に委嘱状の授与を行った。

２　委員長及び副委員長選出
○次のとおり選出された。
委員長：押久保委員
副委員長：石塚委員

○髙山市長挨拶
○石田市民生活部長、事務局挨拶

３　伊勢原市人権施策推進委員会について

○伊勢原市人権施策推進委員会の所掌事項や位置づけを人権施策推進委員会設置要綱や庁内組織との関係図を用いて説明した。

（委員）
・人権施策推進会議から意見や指示という記載があるが、これは人権施策推進委員会に対してのものか。
（事務局）
・人権・広聴相談課に対してのものである。

（委員）
・人権・広聴相談課から各担当課に調査・伝達とあり、各担当課からはその報告をするだけになっている。ただ伝えるだけでなく、場合によっては助言・指導、時には勧告のようなことをする権限があったほうが良い。そうしないと全庁的に取りまとめることは難しいのではないか。そうなれば色々な情報が入ってきて、よい循環が生まれると思う。

（委員）
・人権施策推進会議のメンバーを教えてほしい。
（事務局）
・副市長を委員長、人権対策を担当する市民生活部長を副委員長とし、各部の庶務担当課長を構成委員としている。

（委員）
・ガイドヘルプを利用するのに使い勝手が悪いので、何度も障がい福祉課に意見を出しているが、どこまで伝わっているのか、答えが返ってこないことがあった。各担当課が市民とどうつながっているのか分からない。
（事務局）
・人権相談であれば人権擁護委員によるチャンネルもあるし、行政の対応に関しては行政相談というチャンネルがある。

（委員）
・過去の意見や提案などの例はあるか。
（事務局）
・今回報告させていただく犯罪被害者等支援制度やパートナーシップ宣誓制度は、昨年度以前から委員の皆さまに協議していただき、今年度から制度を導入したものになる。

４　報告事項

（１）第６次総合計画について（人権・男女共同参画に関わる前期基本計画・実施計画）

○伊勢原市第６次総合計画に位置づけた「人権・男女共同参画」の分野を説明した。

（委員）

・外国人の内容が入っていないが、一市民として外国人を捉えているのか。
（事務局）
・施策３３番の「平和・多文化共生」に、外国籍市民にも暮らしやすいまちづくりを進めるための内容を掲載している。

（委員）
・昨年度は、パートナーシップ宣誓制度や犯罪被害者等支援制度の導入がメインの議題だったが、本来はさまざまな分野における人権に関連する課題を各団体で活躍する委員が議論・協議するのが、この委員会の役割ではないか。
・市が年間に取り組みたい議題についての議論だけでなく、人権施策推進指針（改訂版）に記載のある１２の分野別施策についての進捗状況の報告に基づいて、議論・協議していくことが必要だ。

（委員）
・人権といっても幅広い。どこまでを理解すればいいのか。この場ではどこまで議論すればいいのか。
（事務局）
・障がい者福祉や高齢者福祉、多文化共生、児童虐待なども含めたものになる。

（委員）
・障がい者やコロナ禍における差別なども人権に関わる分野だが、今回の資料からは読み取れない。
（委員）
・伊勢原市人権施策推進指針（改定版）には１２の分野別施策があるが、今後この委員会で議論するということでよろしいか。
（事務局）
・今回は施策３２番に位置づけた人権・男女共同参画の内容を紹介した。今後この委員会では、人権施策推進指針に位置づけられた分野について議論していただければと思う。

（委員）
・通知文にあった、身の回り（各団体における）における人権に関する取組みの報告や情報共有が大事だと思うので次第に記載してほしかった。
・各団体から選出されている委員が集まっているので、各分野における総合計画の内容も掲載してほしかった。

（２）犯罪被害者等支援制度について
〇作成したパンフレットを用いて、６月１日に施行した伊勢原市犯罪被害者等支援条例の内容を説明し、意見を伺った。

（委員）
・どのような周知をしているのか。
（事務局）
・広報いせはら６月１日号や市ホームページに記事を掲載したほか、いせはら くらし安心メールや新聞などでも周知している。

（委員）
・自治会に入っていない人や新聞をとっていない人もいるので、あらゆる年代の人に情報が行き渡ることが大切だと考える。小・中学校を通じて、児童・生徒へも周知するのも一つの方法だと思う。

（委員）
・どういったところにパンフレットを配架しているのか。
（事務局）
・各公民館や市民活動サポートセンターといった市内公共施設、伊勢原市社会福祉協議会や県内の関係機関に配架を依頼している。

（委員）
・被害者に直接渡すことはできないか。
（事務局）
・警察から被害者の方に直接、情報提供していただいている。

（委員）
・事件になる前、被害を受けていると自覚する前などの段階においても手を差し伸べるべきではないかと思う。悩んでいる人への支援も必要だと思う。
（委員）
・人権擁護委員としては、SOS ミニレターなどで悩みを抱えた子どもたちからの相談を受け、優しい言葉で回答をしている。低学年だと１行、２行のため、返信が難しいこともあるが、詳しく書いてくれる子もいる。内容によっては犯罪被害者等支援制度についても適宜周知ができればと考える。

（委員）
・こういった良い制度が多くの人に広まってくれればと思う。

（委員）
・実際に、相談はどのくらいきているか。
（事務局）
・現時点で２件の電話相談があった。

（委員）

・周知はとても大事だと思う。自治会回覧はしているのか。
（事務局）
・自治会回覧はしない。

（委員）
・制度の内容を検討するのか、周知の方法を検討するのか分からない。今回、この内容を取り上げた理由を教えてほしい。
（事務局）
・昨年度まで、この制度の内容についてこの委員会で協議をしていただいていた。本日は報告になる。今後の周知方法などご意見をいただければと思った。

（３）パートナーシップ宣誓制度の開始について
〇作成したリーフレットを用いて、７月から運用を開始したパートナーシップ宣誓制度の内容を説明し、意見を伺った。

（委員）
・これまで委員会でどのような議論を進めてきたか。
（事務局）
・県内の自治体の状況やパブリックコメントの結果を報告し、制度設計等について議論をしていただいた。

（委員）
・法律上の効果はなく、利用可能なサービスも少ないので周囲に単にカミングアウトするだけになってしまうことから、宣誓者が増えないのでは。対象となる人々が求めているのは普通の婚姻関係なのではないか。
・パートナーシップ宣誓制度がある自治体になったことで、多くの市民が性的マイノリティ問題を考えるきっかけになるのでとても良いことだと思う。これを機会に、本質的に多くの人が幸せになることができる世の中になればと思う。

（委員）
・国全体として、性的マイノリティ問題を考える体制づくりが必要だと思う。伊勢原市としては立法府（政治家）に働きかけをしていかなくてはいけないのではないかと考える。

（委員）
・市職員の面前で宣誓する必要はないのでは。そこまでして宣誓する人は少ないと思う。
（委員）

・他の自治体もこうした宣誓のスタイルなのか。
（事務局）
・７月１日の時点で県内全ての自治体でパートナーシップ宣誓制度が始まった。宣誓方法も同様である。

５　各団体における人権に関する取組みの報告や情報共有
〇身の回りにおける人権に関連する内容を、各委員に話していただいた。

（委員）
・先週、中央公民館で国立療養所多磨全生園の職員がハンセン病にかかる内容についてお話ししてくれた。コロナ禍の人権問題にも関連するので共有したい。１９５３年に黒髪校事件というものがあり、ハンセン病患者の子どもが入所する龍田寮の児童が黒髪小学校に入学しようとしたことに対して、同小学校の教員やPTAが反対運動を展開した。学校へ通うことは児童の権利であることから近くの小学校が受け入れるように説得した。ところが、黒髪小学校が代わりにその学校が受け入れればいいと伝えたところ、それはできないと拒否された。この事例から差別というのは自分のことになった瞬間に姿を現すことが分かった。日常生活でも起こりうる事例だと考える。

（委員）
・人権擁護委員が行っているSOSミニレターについて、回答に何時間もかかってしまうような難しい内容もある。また、毎年人権作文や人権ポスターの審査をしている。そこで常々思うのが、なんでみんな仲良くできないのかなということ。世界中に和の精神が広まれば住みよい暮らしができるのに。日本ミツバチは餌を共有し合うが、西洋ミツバチは食べ物を食い潰し、自分の領土を広げていくという。聖徳太子が十七条憲法の冒頭に掲げた「和をもって貴しとなす」という精神が現代でも大事だと思う。

（委員）
・生まれたときから、唇がさけている状態のことを「口唇口蓋裂（こうしんこうがいれつ）」という。両親が適切な手術を受けさせれば、近年ではある年齢に達した時点で分からなくなるものである。勤務している病院の患者で、本人は手術を受けたいと思っているが、生まれた時から育児放棄をされて、養護施設で育っていた中学生がいる。けれど、本来の保護者である母親は手術を拒否している。未成年だとしてもその子の希望が叶えられないのが現状である。祖母は受けさせたいと思っているが、親が拒否していると受けることができない。そのため、病院内で倫理委員会が立ち上がり、法律の専門家も含めて、こうした事象の場合はどうしたらよいか検討した。こうした事例は氷山の一角であり、

金銭的な理由やネグレクトを受けている場合など、適切な医療が受けられないケースがあるのではと考える機会になった。

６　その他

（委員）

・次回の人権施策推進委員会の予定を教えてほしい。

（事務局）

・来年の１月または２月を予定している。議論していただくテーマを考え、できるだけ早い時期に連絡させていただく。

以上